

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年3月25日

（名称）相模原市地域公共交通会議

（代表者名）会長 中村文彦

生活交通確保維持改善計画の名称

相模原市地域内フィーダー系統確保維持計画

1．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

相模原市では、移動制約者（高齢者をはじめとした自動車を利用できない人等）の社会参加の促進や地域振興、低炭素社会構築の推進などを目的として策定した「相模原市公共交通基本計画」の中で、津久井地域の公共交通空白地区における生活交通の確保という課題への対応として、「地域住民」「市」「事業者」の3者協働による乗合タクシー（需要応答型区域運行）の導入制度を示している。

その津久井地域にある緑区吉野及び与瀬地区は、最寄りのバス停まで1km以上の移動を要する交通空白地区であり、山間部に位置していることから勾配率の高い坂道が多く、徒歩や自転車での移動に適していない。当該地区は高齢化率が40.5%（平成31年1月1日現在）と非常に高いことから、自動車の運転が困難な移動制約者が多く存在する。

これらの状況から、当該地区では自動車の運転が困難な高齢者等の日常生活に必要な最低限の移手段の確保をする必要があり、地域内フィーダー系統確保維持計画に基づいて地域間幹線ネットワーク（相模湖駅、藤野駅）と接続するフィーダー系統（乗合タクシー（デマンド型））を導入し、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組を継続している。

2．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

本市では、乗合タクシーの運行継続条件（設定した便の50%以上が稼働し、かつ、稼働した1便当たり1.5人以上の利用）を設定しており、当該地区の過去の運行実績を考慮して次のように目標値を設定した。

目標	R3	R4	R5
稼働率	82%	82.5%	83%
1便当たり利用者数	2.1人	2.1人	2.1人
年間利用者数	3,340人	3,360人	3,380人

（2）事業の効果

乗合タクシーの運行により、交通空白地区の解消が図られ、移動制約者等の日常生活に必要な最低限の移手段を確保するとともに、社会参加を促進し、地域コミュニティの活性化に寄与する。また、自動車の運転に不安のある高齢者等の自動車運転免許自主返納を促進し、交通事故の軽減に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・沿線地域住民により構成する「吉野・与瀬地区乗合タクシー利用促進協議会」において運行内容の検討、利用状況のモニタリング及び利用促進策を実施する。(利用促進協議会) ・ポケット時刻表(名刺サイズ)を作成、配布することにより利用促進を図る。(利用促進協議会)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行経費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた差額分は相模原市が負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
山口自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年11月5日 第15回市地域公共交通会議
運行計画及び実証運行実施について同意
- ・平成26年3月4日 第16回市地域公共交通会議
事業者選定方法について同意
- ・平成26年6月13～23日 市地域公共交通会議（文書協議）
平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成27年3月4日 第18回市地域公共交通会議
平成28年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成28年2月16日 第21回市地域公共交通会議
平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成29年8月21日 第25回市地域公共交通会議
平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成30年3月29日 第27回市地域公共交通会議
平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成31年3月25日 第30回市地域公共交通会議
平成32年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・令和2年3月25日 第33回市地域公共交通会議
令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意

21. 利用者等の意見の反映状況

沿線自治会を中心とした「吉野・与瀬地区乗合タクシー利用促進協議会」を組織して、利用促進策や運行内容について、地域住民の意見を反映している。また、市地域公共交通会議に公募市民が委員として参画しており、計画案の同意を得ている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課
関係市区町村	相模原市都市建設局まちづくり計画部
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会、 神奈川中央交通株式会社、 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室、 相模原市都市建設局道路部
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	横浜国立大学副学長、東洋大学教授、公募市民、 相模原市自治会連合会、 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 相模原市中央区中央2丁目11番15号

(所属) 交通政策課

(氏名) 浜詰 美音 井上 怜

(電話) 042-769-8249 (直通)

(e-mail) toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp